

中山国際医学医療交流センター海外交流支援制度取扱要領

(目的)

1. 中山国際医学医療交流センター（以下「センター」という。）予算枠の範囲内で、学部学生、大学院生、研修医、ポス・ドク、非常勤教員、特別研究員の研修及び研究を目的とした海外留学、海外からの留学生受入を積極的にサポートするための「海外交流支援制度」を設ける。

(支援内容)

2. 海外交流支援は、6か月以上の一般留学並びに受入留学とする。
3. 支援を希望する該当者及び受入責任者は、別紙申請書（様式1）及び留学計画書（様式2）により、渡航する3ヶ月前までに運営委員長宛てに申請手続きを行う。

(書類審査)

4. センター運営委員長は、申請に基づきセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を招集し、別に定める審査基準により留学目的及び内容が適切であるかを審査し、候補者を決定し、教授会に報告する。

(支援金)

5. 交付決定した申請者には、次のとおり支援金を支給する。当面、支援総額を年間100万円とする。

(1) 一般留学者：総額50万円、若干名

(2) 受入留学者：総額50万円、若干名

ただし、応募の状況により1件あたりの支援金額及び件数については、弾力的に措置する。

(留学成果報告書等の提出)

6. 支援金を受給した留学生は、帰国後1ヶ月以内に留学成果報告書（様式3）を委員会宛てに提出しなければならない。

受入留学生は、帰国までに留学報告書（様式自由）を委員会宛てに提出するものとする。

(事務担当)

7. 海外留学支援の総括事務は、総務部総務課が行う。

(改廃)

8. この要領の改廃は、委員会及び教授会の議を経て、理事長の承認をもって行うものとする。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この改正は、平成20年7月1日から施行する。